

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
市バス営業所におけるハラスメント等やこれらと関係する職場環境等の調査業務	R4. 4. 1	ひょうご法律事務所	26, 400/時間	当該契約の相手方の弁護士は、兵庫県弁護士会副会長であるとともに、平成30年度に実施した「市職員の職員団体等の活動における職務専念義務違反に関する調査委員会」の委員を務めており、その豊富な経験及び実績から本調査業務における公正な調査及び当局への適正な助言が期待できるため。	経営企画課 （TEL：984-0103）
市バス営業所におけるハラスメント等やこれらと関係する職場環境等の調査業務	R4. 4. 1	H&S法律事務所	26, 400/時間	当該契約の相手方の弁護士は、平成30年度に実施した「市職員の職員団体等の活動における職務専念義務違反に関する調査委員会」の委員を務めており、その豊富な経験及び実績から本調査業務における公正な調査及び当局への適正な助言が期待できるため。	経営企画課 （TEL：984-0103）
令和4年度 神戸市交通局例規集例規データ更新等業務	R4. 4. 1	株式会社ぎょうせい関西支社	2, 134, 000	例規データベース更新等業務の委託先は、法制執務に関する知識や経験と業務を遂行するために必要な体制を備えていることが必要である。 また、本件業務は同一社に継続して委託することが効率的であることを勘案し、5年毎に見積り合わせを実施している。平成30年度に見積合せを実施した結果、平成30年度以降 左記事業者に業務委託している。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0103）
神戸市交通局公金集金業務	R4. 4. 1	㈱三井住友銀行	47, 287, 916	当局の出納取扱金融機関であるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0104）
財務会計システム固定資産データ取込機能改修及び固定資産データ移行登録業務	R4. 4. 1	㈱日立システムズ	3, 036, 000	左記業者は、現在導入されている財務会計システム（ADWORLD）の製作会社であり、移行作業は他業者にはできないため。また、現在のシステム運用と局独自システムの開発を行っており、技術的にも当業務に精通しており信頼できるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0106）
神戸市営交通事業の経営に関する助言等業務	R4. 4. 1	一般社団法人システム科学研究所	7, 799, 000	令和2年度に本業務に関して公募型プロポーザルにより業者選定しており、令和4年度の業務はこれまでの分析内容等を踏まえ、より具体的に検討を行うもので、上記業務と連続性・継続性を有するため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0107）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
ポイント管理サービスシステム運用保守業務	R4. 4. 1	株式会社小田原機器	17,160,000	本システムは、市バスポイントサービスにおいて、ポイント使用などのポイントの管理を行うシステムであり、小田原機器の開発である車載機と一体的に開発したシステムである。本業務は、このシステムの運用等を実施するものであるため、システムの開発元である同社以外に実施できない。そのため、委託先として同社を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)
ポイント計算サービスシステム運用保守業務	R4. 4. 1	アイテック阪急阪神株式会社	14,520,000	本システムは、市バスポイントサービスにおいて付与するポイントを計算するシステムである。このシステムは、現在アイテック阪急阪神株式会社が提供しているホスティングサービスを用い、当局の独自仕様のプログラムを同社で開発・展開させたもので構成されている。本業務は、このシステムの運用等を実施するものであるため、ホスティング並びにソフトの開発元である同社以外に実施できない。そのため、委託先として同社を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)
定期券発行サービスシステム運用保守業務	R4. 4. 1	アイテック阪急阪神株式会社	3,421,000	定発サービスシステムは、定期券の発売データ等を管理する機器である。このシステムは、現在アイテック阪急阪神株式会社が各社局に提供している定発サーバのホスティングサービスを用い、当局の独自仕様のプログラムを同社で開発・展開させたもので構成されている。本業務は、このシステムの運用等を実施するものであるため、ホスティング並びにソフトの開発元である同社以外に実施できない。そのため、委託先として同社を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)
交通局ネットワークシステム保守業務	R4. 4. 1	日本電気株式会社	10,725,000	交通局ネットワークシステムは、駅、バス営業所及び定期券発行所から局内の後方系サーバに、またPiTaPa及びICOCAシステムの一部として各システムのセンタに交通利用データを送信するためのシステムである。本システム並びにその取扱いデータの重要度から、本システムの故障は大きな影響を与えることとなる。そのため、本システムの保守業務には、安定稼働並びに障害発生時の迅速な復旧を可能にするための高度な専門的技術が必要となるが、この技術を有しているのは本システムを構築した日本電気株式会社以外にはない。そのため随意契約とし、委託先として同社を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
収入統計管理システム保守運用業務	R4. 4. 1	株式会社日立システムズ	8, 889, 936	収入統計管理システムは、地下鉄及び市バスの利用データを長期間保存し、保存したデータを分析するためのシステムであり、株式会社日立システムズが独自に開発したシステムである。本システムの保守及び運用にあたっては、本システムを熟知している必要があることから、当該業務を行えるのは株式会社日立システムズ以外にはない。そのため随意契約とし委託先として同社を選定する。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
自動定期券発行機クレジット決済システム保守運用業務	R4. 4. 1	アイテック阪急阪神株式会社	8, 230, 200	自動定期券発行機におけるクレジット決済システムは、各駅の自動定期券発行機からクレジット会社へクレジット決済情報を送信するためのシステムである。本システム並びにその取扱い情報の重要度から、本システムの故障は大きな社会的影響を与えることになる。そのため、本システムの保守及び運用業務には、安定稼働並びに障害発生時の迅速な復旧を可能にするための高度な専門的技術が必要となるが、この技術を有しているのは本システムを構築したアイテック阪急阪神株式会社以外にはない。そのため随意契約とし委託先として同社を選定する。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
ICOCA統括管理装置運用保守業務	R4. 4. 1	株式会社JR西日本テックシア	10, 090, 080	統括管理装置は、駅務機器からICOCAセンタにデータを送信するために使用するシステムである。この装置は受託者によるホスティングサービスを導入しシステム化している。そのため、この装置の運用等は受託者以外に履行できない。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
共用社局サーバシステム運用保守業務	R4. 4. 1	アイテック阪急阪神株式会社	47, 566, 200	社局サーバシステムは、受託者によるホスティングサービスを導入しシステム化している。そのため、このシステムの運用等は受託者以外に履行できない。なお、本システムは経費削減のため神戸4社局で共用しており委託費を4社局で分担している。分担金は、他社局より事務費を加え徴収している。	経営企画課 （TEL：984-0127）
交通利用データ共用システム保守業務	R4. 4. 1	株式会社日立製作所	4, 505, 617	交通利用データ共用システムは、地下鉄・市バスの利用データを長期間保存し、保存したデータを自由に分析出来るよう、株式会社日立製作所に委託しシステム化したものである。運用管理にあたり、当該システムのハードウェア及びソフトウェアの障害・運用上のトラブルに対して迅速かつ適切に対応でき、保守運用サポート体制を構築可能なのは、当該システム開発元の同社以外には出来ない。そのため、委託先として同社を選定する。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
バス後方処理システム保守業務	R4. 4. 1	株式会社小田原機器	8,668,000	バス後方処理システムは、PiTaPaネットワークに組み込まれているバス利用に関するデータ送受信システムであり、株式会社小田原機器が独自にソフトウェアとハードウェアを一体で開発したシステムである。このため、本システムの保守は開発元の同社以外にはできない。そのため、委託先として同社を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)
収集データ追加に伴う収入統計管理システム改修業務	R4. 4. 4	株式会社日立システムズ	35,530,000	当該システムは、株式会社日立システムズが独自に開発・設計したものである。本業務はこのシステムに係るプログラムの改修を実施するものであるため、開発元である同社以外に実施ができない。そのため委託先として、同社を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)
定期券WEB予約サービス導入に伴う自動定期券発行機の改修業務	R4. 4. 11	東芝インフラシステムズ株式会社	231,000,000	自動定期券発行機は東芝インフラシステムズ株式会社が独自に開発・設計した機器である。本業務はこの機器にかかるプログラム改修を実施するものであるため、開発元である同社以外に実施できない。そのため、委託先として同社を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)
自動定期券発行機のEMV対応改修業務	R4. 5. 9	東芝インフラシステムズ株式会社	123,750,000	自動定期券発行機は東芝インフラシステムズ株式会社が独自に開発・設計した機器である。本業務はこの機器にかかるハードウェアの改修およびソフトウェアの更新を実施するものであるため、開発元である同社以外に実施できない。そのため、委託先として同社を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)
定期券発行機のバリアフリー運賃改定対応改修業務	R4. 6. 27	東芝インフラシステムズ株式会社	17,853,000	係員定期券発行機および自動定期券発行機は、東芝インフラシステムズ株式会社が独自に開発・設計した機器である。本業務はこの機器に係るソフトウェアの更新を実施するものであるため、開発元である同社以外に実施できない。そのため随意契約とし、委託先として同社を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)
阪神御影駅前自動定期券発行機設置に伴うネットワーク新設業務	R4. 7. 4	日本電気株式会社	4,646,400	本件はネットワーク機器を新設し、既存の交通局ネットワークシステムへの接続を行うものである。交通局ネットワークシステムは日本電気株式会社が独自に開発・設計したものであり、その設定変更は開発元である同社以外に実施できない。そのため、委託先として同社を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
定期券WEB予約サービス導入に伴うデータ集計機改修業務	R4. 8. 2	日本信号株式会社	21,780,000	本業務の改修対象機器であるデータ集計機は日本信号株式会社が独自に開発・設計したものである。本業務はこの機器に係るソフトウェアの改修を実施するものであるため、開発元である同社以外に実施できない。そのため随意契約とし、委託先として同社を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)
自動定期券発行機の増設等に伴うネットワーク設定追加業務	R4. 8. 2	日本電気株式会社	2,640,000	本業務は当局の所有する交通局ネットワークシステムを構成するネットワーク機器の設定変更を実施するものである。本システムは日本電気株式会社が独自に開発・設計したものであり、その設定変更は開発元である同社以外に実施できない。そのため随意契約とし委託先として同社を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)
定期券WEB予約サービス導入に伴う収入統計管理システム改修業務	R4. 9. 28	株式会社日立システムズ	3,630,000	当該システムは株式会社日立システムズが独自に開発・設計したものである。本業務は、このシステムに係るプログラムの改修を実施するものであるため、開発元である同社以外に実施ができない。そのため委託先として、同社を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)
高速鉄道運輸部門課長・係長委託研修業務	R4. 6. 27	(株) コンサルティングアソシエイツ	1,539,800	鉄道事業の運輸部門の運用に精通し、その豊富な知識と高い研修効果を期待できるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	職員課研修所 (TEL: 791-6337)
営業所勤務管理システム保守業務	R4. 4. 1	NECネクサソリューションズ(株)	2,469,720	左記業者は、現行システムを開発した日本電気(株)の100%子会社で、平成30年4月1日より、当該システムにかかる全業務の移管を受けている。また、当該業務は開発業者の専門的かつ技術的な知識を要するものであり、他業者では履行できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	職員課 (TEL: 984-0112)
営業所勤務管理システムOS更新	R4. 7. 1	NECネクサソリューションズ(株)	12,100,000	左記業者は、現行システムを開発した日本電気(株)の100%子会社で、平成30年4月1日より、当該システムにかかる全業務の移管を受けている。また、当該業務は開発業者の専門的かつ技術的な知識を要するものであり、他業者では履行できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	職員課 (TEL: 984-0112)

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
産業医業務	R4. 4. 1	(公財) 兵庫県 予防医学協会	1, 191, 300	本業務を履行するためには、安全衛生に関する専門的情報、医学的知識を有するだけでなく、交通運輸業の特殊性に精通した産業医を選任する必要があり、価格競争である競争入札には適さないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	職員課 (Tel : 984-0111)
職員健康診断業務 (人間ドック受診者)	R4. 4. 1	神戸市職員共済組合	2, 403, 000	人間ドックを受診するもののほとんどが、共済組合の実施する人間ドックを受診しており、職員の健康診断結果を漏れなく把握できるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	職員課 (Tel : 984-0111)
地下鉄駅及び地下鉄駅外への自動定期券発行機追加設置	R4. 8. 31	東芝自動機器システムサービス株式会社	4, 035, 900	自動定期券発行機は東芝インフラシステムズ (株) 製であり、機器の改修・動作確認及び障害復旧については、当該機器の保守マニュアルが開示されている東芝インフラシステムズ (株) の系列保守会社である左記業者しか実施出来ない。そのため、委託先として同社を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	営業推進課 (Tel : 984-0124)
地下鉄駅への自定機追加設置に伴うデータ集計機改修等業務	R4. 8. 31	日本信号株式会社	3, 707, 000	データ集計機は、日本信号株式会社が独自に開発・設計した機器である。本業務は、この機器にかかるプログラムの改修を実施するものであるため、開発元である同社以外に実施できない。そのため、委託先として左記業者を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	営業推進課 (Tel : 984-0124)
谷上定期券発売所および神戸電鉄湊川定期券発売所における定期券発売等業務	R4. 4. 1	神戸電鉄(株)	28, 808, 000	湊川公園駅、谷上駅は本市高速鉄道と神戸電鉄の経由地であることから、左記事業者は当該地域の交通事業体系を熟知しており、本市の料金や路線等に関する知識・経験も豊富であるため、適正に業務遂行する能力があり、当該定期券発売業務を委託できる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	営業推進課 (Tel : 984-0124)
西神中央駅定期券発売所における定期券及びカード発売等業務	R4. 4. 1	神姫バス(株)	15, 267, 000	本市高速鉄道の起終点駅があり、市バス5路線に加えて神姫バスも多数運行されている西神中央地域において、左記事業者は長年バス運行事業を実施し、同地域の交通事業体系を熟知している。また、本市の料金や路線等、本業務に関する知識と経験の蓄積がなされており、本地域において定期券等発売業務を効率的かつ適切に遂行する能力があると認められる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	営業推進課 (Tel : 984-0124)

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
阪神御影定期券発売所における定期券発売等業務	R4. 4. 1	(株)阪神ステーションネット	7,509,875	阪神電鉄の直通特急停車駅であり、市バス8路線が集中する交通の要衝である御影地域において唯一定期券発売業務を行っているのが左記事業者である。阪神御影駅において阪神電鉄・阪神バスの乗車券を発売する等、東部地域における交通事業体系も熟知しており、また、平成25年7月より本市乗合自動車の普通区定期券発売業務等を行い、本市の料金や路線等、本業務に関する知識・経験も蓄積されていることから、本市の定期券発売業務を委託できる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	営業推進課 (TEL: 984-0124)
自動車料金精算業務	R4. 4. 1	(株)三井住友銀行	26,457,200	左記業者は、料金取扱業務に関する多くの実績及び人員を有しており、また当局の総括出納取扱機関であることから、精算後速やかにかつ効率的に公金化できるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	営業推進課 (TEL: 984-0124)
定期券発売所におけるクレジットカード決済業務 (JCB, AMEX, Dinersブランド取扱)	R4. 4. 1	(株)ジェーシービー	9,847,000	JCB, AMEX, Diners の3ブランドについて、クレジットカード決済を包括的に取り扱うことができるのは、本事業者のみであるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	営業推進課 (TEL: 984-0124)
神戸市交通局オリジナルトミカの制作業務(増産)	R4. 7. 11	(株)はとバスエージェンシー	6,270,000	当商品は、株式会社タカラトミーのオリジナル商品であり、売買取引基本契約を締結している同社に制作を委託することが最適である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	営業推進課 (TEL: 984-0129)
神戸市交通局グッズ「鉄道コレクション」の制作業務	R4. 9. 1	(株)トミーテック	2,358,048	当商品は、株式会社トミーテックのオリジナル企画商品であり、同社以外では製作が不可能である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	営業推進課 (TEL: 984-0129)
令和4年度神戸市バス情報提供システム保守管理業務	R4. 4. 1	株式会社 社会システム総合研究所	1,870,000	「えきバスびじょん。」の維持管理は基幹システムの開発者である選定業者しか行うことができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	営業推進課 (TEL: 984-0129)
Uライン三宮ビル総合管理業務	R4. 4. 1	双日ライフワン(株)	3,669,600	当業務は専門的知識や技術、豊富な実績によるきめ細やかな現場対応が求められるが、当局にはノウハウがないため、平成30年度に見積もり合わせを行い、本事業者に委託した。令和3年度の業務履行状況も良好であり、引き続き委託先として最適である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	営業推進課 (TEL: 984-0131)

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
三宮駅2番線デジタルサイネージ維持管理業務	R4.4.1	ジャトー(株)	4,763,000	デジタルサイネージに必要なサーバーおよびソフトウェアの維持管理については、システムを構築した業者にしか行えず、製造者責任の点からも対象のデジタルサイネージ納入業者以外には行えないため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	営業推進課 （TEL：984-0131）
令和4年度パルティ総合管理業務	R4.4.1	(株)こうべ未来都市機構 （旧OMこうべ）	47,101,407	市の方針に沿い、駅前の魅力向上等のため駅ビル等駅周辺施設の運営は(株)こうべ未来都市機構（元・(株)OMこうべ）に一元化する。パルティは西神車庫用地内にあり、今後用地全体の活用を見直す計画があるため、施設運営のノウハウがあるだけでなく、交通局施設の特殊性を理解したうえで、当局と十分に連携しながら運営する必要がある （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	営業推進課 （TEL：984-0131）
KOBE乗継検索サービスの維持管理業務	R4.4.1	ジョルダン(株)	1,056,000	現在、導入しているKOBE乗継検索サービスの維持管理は、制作事業者にしかならないため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	市バス運輸サービス課 （TEL：984-0146）
バスロケーションシステム及び無線通信システムの維持管理業務	R4.4.1	(株)ゼンリンデータコム PCIソリューションズ(株)	10,937,124円 ※機器の増減により変動することがある。	現在、導入しているバスロケーションシステム及び無線通信システムの維持管理は、制作事業者にしかならないため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	市バス運輸サービス課 （TEL：984-0146）
魚崎営業所業務委託	R4.4.1	阪急バス(株)	933,997,900	令和3年度の提案競技を経て、令和4年度から令和8年度までの5年間の受委託について基本契約を締結しており、同契約に基づき令和4年度委託契約を締結するため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	市バス運輸サービス課 （TEL：984-0146）
中央南営業所業務委託	R4.4.1	神姫バス(株)	349,962,800	平成30年2月から4月の提案競技を経て、平成30年8月から令和5年3月までの4年8月間の受委託について基本契約を締結しており、同契約に基づき令和3年度委託契約を締結するため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	市バス運輸サービス課 （TEL：984-0146）
松原営業所業務委託	R4.4.1	阪急バス(株)	1,677,351,500	令和3年度の提案競技を経て、令和4年度から令和8年度までの5年間の受委託について基本契約を締結しており、同契約に基づき令和4年度委託契約を締結するため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	市バス運輸サービス課 （TEL：984-0146）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
落合営業所業務委託	R4. 4. 1	神姫バス(株)	1, 356, 117, 400	令和3年度の提案競技を経て、令和4年度から令和8年度までの5年間の受委託について基本契約を締結しており、同契約に基づき令和4年度委託契約を締結するため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)	市バス運輸サービス課 (TEL: 984-0146)
西神営業所業務委託	R4. 4. 1	神姫バス(株)	389, 589, 200	令和3年度の提案競技を経て、令和4年度から令和8年度までの5年間の受委託について基本契約を締結しており、同契約に基づき令和4年度委託契約を締結するため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)	市バス運輸サービス課 (TEL: 984-0146)
清水が丘営業所業務委託	R4. 4. 1	山陽バス(株)	278, 393, 390	令和2年度の提案競技を経て、令和2年度から令和6年度までの5年間の受委託について基本契約を締結しており、同契約に基づき令和3年度委託契約を締結するため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)	市バス運輸サービス課 (TEL: 984-0146)
市バス車載機データ更新業務	R4. 6. 1	(株)小田原機器 関西営業所	単価契約	市バス車載機は当該事業者の製品を既に導入しており、当該企業のみ有する情報があり、他社において遂行することが困難である。また、これまでの実績からも信頼性が非常に高く、地元で担える企業もない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	市バス運輸サービス課 (TEL: 984-0149)
ドライブレコーダー更新業務	R4. 5. 1	(株)レゾナント・システムズ	23, 901, 020	左記業者は、平成20年度より設置している同社製ドライブレコーダー1000モデルの老朽化に伴い、レコーダー本体を5100モデルに更新し、車外カメラを解像度の高いフルハイビジョンカメラに変更することに加え、右車外カメラ及び車内後部カメラを新設する。その際、既存カメラ(室内前方、左車外、既存カメラ)及びケーブル類は再利用するため、同業他社製品では再利用が不可であることに加え、上記を同業他社製品に交換する場合高額となるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2・7号に該当)	市バス運輸サービス課 (TEL: 984-0152)
バスダイヤシステム保守業務	R4. 4. 1	(株)シグザム	4, 158, 000	左記業者は当該バスダイヤシステムのうち、マスター情報関連、画面表示・帳票出力等の部分を開発し当局に納入しており、本業務に必要な技術や知識を有する唯一の業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)	市バス運輸サービス課 (TEL: 984-0147)

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
①市バス音声合成放送装置への放送音源データの音録・音源製作業務 ②市バス音声合成放送装置への放送音源データの登録・編集作業用原稿作成業務	R4. 4. 1	(株)ケイエムアドシステム	3,800,000	系統・路線に基づいて製作する約700種のデータの内容は、業務案内放送等で構成されている。 その構成要素となる、バス停区間の所要時分・路線状況等を熟知している。また、既存のデータに収録されている同一アナウンサーを保有しており、アナウンス内容の変更の際に、データの一部修正だけで対応できるため、最も経済的に業務を履行できる。 さらに、多数の公営交通及び民間バス事業者との取引実績があり、全国レベルで事業を行っているうえ、これまでの実績からも信頼性が非常に高い。また、地元に代替えを担える企業もない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)	市バス運輸サービス課 (TEL: 984-0147)
北神線の運營業務	R4. 4. 1	神戸電鉄(株)	981,950,090	令和2年6月1日付の北神線市営化まで、北神急行(株)において運転等の北神線運營業務に従事していた職員は、現在は第1種鉄道事業者である神戸電鉄(株)に移管されており、当該事業者は当該業務を適正に遂行する能力を持つ唯一の事業者であるため。 (地方公営企業法第21条の14第1項2号に該当)	地下鉄運輸サービス課 (TEL: 984-0162)
名谷駅前バスターミナル上屋建替工事設計業務	R4. 9. 30	(株)交建設計	18,700,000円	本業務は、名谷駅ビルリニューアル及び駅周辺の再整備に合わせて実施するものであることから、名谷駅ビルリニューアル(交通局実施)、ゆずりは橋改修(建設局実施)の設計を行い、ロータリー再整備(建設局実施)と調整を行っている委託先候補が円滑な業務実施、効果的な成果を期待できるため。(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号に該当)	施設課 (TEL: 984-0176)
神戸市高速鉄道緊急地震速報配信業務	R. 4. 4. 1	アイテック阪急阪神(株)	1,073,820	緊急地震速報受信システムは、配信事業者側に設置される配信サーバと受信者側に設置される受信機器によって構成されるが、当局が所有する受信機器は、上記業者が製作・納入したものであり、上記業者が配信した緊急地震速報しか受信することができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	電気システム課 (TEL: 791-9729)
西神車庫車両故障等対応業務	R4. 4. 1	川重車両テクノ株式会社	36,029,400	下記委託先は、当局が所有する鉄道車両の設計製造を担当した川崎重工(株)の車両の保守や修理を請け負う子会社であり、専門の技術スタッフを有することから、川重車両テクノ(株)以外では対応できないため。 (地方公営企業法 施行令第 21 条の 14 (第 1 項 第 2 号)に該当)	地下鉄車両課 (TEL: 793-1306)
自動改札装置保守業務	R4. 4. 1	東芝自動機器システムサービス株式会社	35,872,760	保守対象機器の保守業務が、当該機器の保守マニュアルが開示されている東芝インフラシステムズ(株)の系列保守会社しか履行できないため (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	駅務統括所 (TEL: 791-6043)

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
窓口処理機等保守業務	R4. 4. 1	東芝自動機器システムサービス株式会社	10,602,680	保守対象機器の保守業務が、当該機器の保守マニュアルが開示されている東芝インフラシステムズ(株)の系列保守会社しか履行できないため (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	駅務統括所 (TEL: 791-6043)
他社バリアフリー運賃改定に伴う券売機等改修業務	R4. 7. 1	日本信号株式会社	26,400,000	券売機及び精算機は、日本信号株式会社が独自に開発・設計した機器である。本業務はこの機器にかかるソフトウェアの更新を実施するものであるため、開発元である同社以外に実施できない。そのため、随意契約とし委託先として同社を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	駅務統括所 (TEL: 791-6043)
駅務機器の故障率予測システム試行導入	R4. 6. 10	西日本旅客鉄道株式会社	4,851,000	試行導入する故障予測AIシステムは、受託者が独自に設計し構築したシステムである。このシステムを神戸市交通局へ試行導入するにあたり、神戸市交通局用に改修する必要がある。この改修は、システムを設計・開発した受託者以外に履行できない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	駅務統括所 (TEL: 791-6043)
ID駅集計機保守業務	R4. 4. 1	オムロンフィールドエンジニアリング株式会社	4,049,100	受託者は駅集計機の整備業務受託業者(オムロンソーシャルソリューションズ)の系列会社で、駅集計機の保守マニュアルを開示されているのは当該業者のみである。よって、定期点検及び障害発生時に対応が可能なのは上記業者のみであるため、委託先として同社を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	駅務統括所 (TEL: 791-6043)
自動出札関係装置保守業務	R4. 4. 1	日本信号株式会社	61,116,000	受託人は保守対象である各機器の設計・製作を行った業者であり、各機器の交換用部品の調達、ソフト不具合時の対応を行えるのはこの受託人のみである。また保守にあたって必要となる機器の調整基準についても、メーカー独自のものであることから、本業務を履行できるのは受託人のみである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	駅務統括所 (TEL: 791-6043)
駅間ネットワーク装置保守業務	R4. 4. 1	協和テクノロジズ株式会社	7,392,000	駅間ネットワーク整備業務や、その後の一部更新業務の受託業者であり、ネットワーク装置及び各種端末の整備を行ってきた業者である。よって、定期点検の実施や、障害時に原因の切り分けを行い、復旧対応が可能なのは上記業者のみである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	駅務統括所 (TEL: 791-6043)

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
他社バリアフリー運賃改定に伴う自動改札機等改修業務	R4. 6. 29	東芝自動機器システムサービス株式会社	31,064,000	自動改札機および窓口処理機は、東芝インフラシステムズ株式会社が独自に開発・設計した機器である。本業務はこの機器にかかるソフトウェアの更新を実施するものであるため、開発元である同社以外に実施できない。そのため、随意契約とし委託先として同社を選定する。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	駅務統括所 （TEL: 791-6043）